

副

健康保険 厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書

事業所整理番号		※																							
⑦健康保険被保険者証の番号		①被保険者の氏名				⑧生年月日				⑨種別		⑩⑪従前の標準報酬月額				⑫備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月									
報酬月額												⑬3ヶ月の総計		⑭改定年月											
⑯算定対象月の報酬支払基礎日数				⑰金銭(通貨)によるものの額				⑱現物によるものの額				⑲合計								⑳平均額		㉑修正平均額			
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		生年		年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月 月			
支払基礎日数		前3月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		改定年月 年 月 月					
前2月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		3月平均		円		修正平均		円					
前1月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		生年		年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月 月			
支払基礎日数		前3月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		改定年月 年 月 月					
前2月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		3月平均		円		修正平均		円					
前1月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		生年		年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月 月			
支払基礎日数		前3月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		改定年月 年 月 月					
前2月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		3月平均		円		修正平均		円					
前1月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		生年		年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月 月			
支払基礎日数		前3月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		改定年月 年 月 月					
前2月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		3月平均		円		修正平均		円					
前1月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
健康証番号(厚年整理番号)		氏名				明大昭平		生年		年月日		1・2・3 5・6・7		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月 月			
支払基礎日数		前3月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		総計		円		改定年月 年 月 月					
前2月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		3月平均		円		修正平均		円					
前1月日月日		金銭(通貨)によるものの額		円		現物によるものの額		円		合計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					

上記のとおり標準報酬が改定されたので通知します。

健康保険組合理事長

年 月 日

(付記)

- この通知書でわからないことがあるときは、当健康保険組合へお尋ねください。
- この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であれば、文書または口頭で、社会保険審査官(地方社会保険事務局内)に審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、処分執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- この通知書を受け取ったら、すみやかに、決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。被保険者に通知したときは、その旨を明らかにするため備考欄に当該被保険者の押印を求めています。

事業所〒 _____
所在地 _____
名称 _____
事業主氏名 _____
電話 _____

殿 番

() 局

この届書は、標準報酬月額の変更を行う事由が生じた日から10日以内に提出してください。

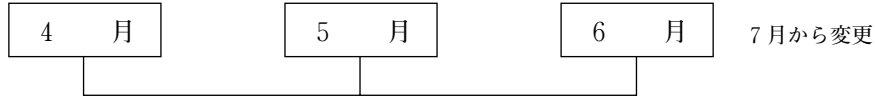
事業所整理番号		B		5	6	7				
健康保険被保険者証の番号	① 被保険者の氏名			② 生年月日	③ 種別	④ 従前の標準報酬月額	⑤ 従前の改定月・原因			
報酬月額							⑥ 3ヶ月の総計	⑦ 改定年月	⑧ 備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月	
算定対象月の報酬支払基礎日数	⑨ 金銭(通貨)によるものの額	⑩ 現物によるものの額	⑪ 合計		⑫ 平均額	⑬ 修正平均額	⑭ 改定後の標準報酬月額	⑮ 作成原因		
健康証番号(厚年整理番号)	氏名	明大3昭5平7	生年月日	⑯ 2・3	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	※ 年月	
1	平成一義	091210	091210	5・6・7	200	千円	200	千円	備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 2年4月	
前3月日	金銭(通貨)によるものの額	円	現物によるものの額	円	合計	円	総計	円	改定年月	
4月30日	235,000	円	5,200	円	240,000	円	720,600	円	02年07月	
前2月日	235,000	円	5,200	円	240,000	円	3月平均	円	修正平均	
5月31日	235,000	円	5,200	円	240,000	円	240,200	円		
前1月日	235,000	円	5,200	円	240,000	円	健保の改定	千円	厚年の改定	千円
6月31日	235,000	円	5,200	円	240,000	円	240	千円	240	千円

(届書の説明)

この届書は、次の1および2いずれにも該当したときに提出するものです。

- 昇給または降給により固定的賃金(基本給、家族手当、役付手当、勤務地手当、通勤手当など月単位に支給されるもののほか、日給や時間給などの単位をいいます。)に変動があったとき、または賃金体系に変更があったとき。
- 昇(降)給した月または賃金体系に変更のあった月から引き続き3ヵ月間の各月の支払基礎日数が20日以上あり、3ヵ月間に受けた平均報酬月額から得られた標準報酬月額の等級と従前の標準報酬月額の等級に2等級以上の差が生じたとき。

例 (4月昇給の場合)



(記入の方法)

- 改定年月前に被保険者の資格を喪失している者については記入しないこと。
- ②欄の明1・大3・昭5・平7の文字は、該当する事項を○印で囲みます。
- ③欄は、該当する文字を○印で囲みます。
 - 坑内員以外の男子
 - 女子
 - 坑内員
 - 厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子
 - 厚生年金基金の加入員である女子
 - 厚生年金基金の加入員である坑内員
- ④欄の「健保の従前」欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑥欄には、(昇(降)給のあった月(前3月日)から引き続き3ヵ月(上記の例の場合は、4月(前3月日)、5月(前2月日)、6月(前1月日)となります。)と、各月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
(注)月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までの日数)、日給者の場合は、稼働日数
- ⑨欄には、各月に支払われた報酬のうち、金銭(通貨)で支払われた額を記入します。
(注)報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます。)、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。
ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- ⑩欄には、各月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものがあるときに、健康保険法第46条第1項若しくは第2項又は厚生年金保険法第25条の規定によって都道府県知事又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入します。なお、該当しないときは、0を記入します。
- ⑪欄には、⑨欄+⑩欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- ⑫欄には、⑪欄(合計額)の3ヵ月の総計を記入します。
- ⑬欄には、この届書により標準報酬月額が改定される年月を記入します。なお、改定される年月が1桁の場合は、前に0を記入して2桁とします。
- ⑭欄には、⑫欄(総計)の額を、3で除して得た平均額を記入します。
- ⑮欄の「遡及支払額」には、3ヵ月の間に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことにより数ヵ月分以上の昇給差額や、3ヵ月より前の月の分の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。
- ⑯欄の「昇(降)給差の月額」には、3ヵ月の間に2回以上の昇給が行われたような特殊な場合に、2回目以降の月の報酬月額うちの固定的賃金の差額を記入します。
- ⑰欄の「昇(降)給月」には、昇(降)給が行われた年月を記入します。
- ⑱欄には、次の計算式によって計算した額を記入します。
ただし、⑱欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。
 - 遡及分や遅払分の支払が行われたとき。
 $(\text{⑮欄の金額} - \text{⑱欄の「遡及支払額」}) \div 3 = \text{⑱欄の金額}$
 - 3ヵ月の欄に2回以上の昇給があり、かつ遡及分の支払が行われたとき。
 $\{(\text{⑮欄の金額} - \text{⑱欄の「遡及支払額」}) + \text{⑱欄の「昇(降)給差の月額」またはその2倍}\} \div 3 = \text{⑱欄の金額}$
- ⑲欄の「健保の改定」と「厚年の改定」欄には、⑭欄の金額、⑱欄に記載されている金額があるときは、⑱欄の金額を「標準報酬区分表」(健康保険法第3条及び厚生年金保険法第20条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑳欄の備考欄には、次の事項を記入します。
 - ⑩欄に記入したときには、その現物の名称。
 - ⑪欄の金額のなかに年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当りの平均支給額。